

川情審査答申第 28号

平成26年12月 8日

川口市病院事業管理者

栃木 武一 様

川口市情報公開・個人情報保護審査会

会長 馬橋 隆紀

川口市個人情報保護条例第29条の規定に基づく諮問について（答申）

平成25年8月28日付で諮問のあった下記の件について、別添のとおり答申します。

記

「川口市立医療センターにおける、〇〇〇〇に関する以下の情報

- ・ 庶務課における、平成24年4月3日付 FAX で参照している「夫から苦情が発生した経緯」と称する文書。
- ・ 医療情報課における、平成24年4月3日付 FAX の返答。
- ・ 電話録音記録全て。」

についての不開示決定（文書不存在）に対する不服申立て（個人情報保護諮問第19号及び20号）

答 申

1 審査会の結論

病院事業管理者が行った各決定のうち、

- (1) 平成24年4月3日付けFAXに添付されている「夫から苦情が発生した経緯」と称する文書について文書不存在による不開示とした決定は不当であり不開示決定は取り消されるべきである。
- (2) その余の各文書についての不開示の決定は妥当である。

2 不服申立て及び審査の経緯

- (1) 本件の不服申立人〇〇〇〇氏（以下「申立人」という。）は、平成25年8月5日付けで、川口市個人情報保護条例（以下「条例」という。）に基づき、実施機関である川口市病院事業管理者（以下「実施機関」という。）に対し、申立人に関する①庶務課における、平成24年4月3日付けFAXで参照している「夫から苦情が発生した経緯」と称する文書、②医療情報課における、平成24年4月3日付けFAXへの弁護士からの返答、③電話録音記録全て、について開示請求をした。
- (2) 実施機関は、前記①及び③（諮問第19号）の各文書については、平成25年8月15日、いずれもこれを不存在を理由として不開示とし、また前記②（諮問第20号）の文書についても、平成25年8月15日、不存在を理由として不開示とした。
- (3) これら各不開示決定につき、申立人は、平成25年8月19日、文書①については、従前申立人が開示請求した文書の中に請求文書を引用する記載があること、また対象文書が存在しないことの根拠や確認状況についての「より具体的な分かりやすい説明」がなされていないことから、また②③の文書については、弁護士へ相談したその記録がないことはありえないこと、また「より具体的な分かりやすい説明」がなされていないことを理由に異議申立をした。
- (4) 実施機関は、平成25年8月28日、上記異議申立てについて、条例第29条に基づき、当審査会に諮問した。
- (5) 当審査会は、諮問19号と同20号を併合して審理することにした。そして、当審査会の審査に際し、実施機関から平成25年8月28日付けで2通の理由説明書

が提出され、審査会は、平成25年10月22日、平成26年4月4日実施機関の職員から意見を聴取した。

また、申立人は、理由説明書に対する各意見書を提出し、当審査会は、平成26年1月29日、申立人及び補佐人による口頭意見陳述を実施した。

3 審査会の判断

(1) 文書①について

弁護士への相談は、一職員が個人的に行うものではなく、担当課の判断として弁護士への相談を行うものであって、それをFAXによって弁護士に送信する文書はすべて組織として用いられるものであって公文書に該当する。したがって、これを公文書でないとする実施機関の判断は誤りと言わざるを得ない。そして、これが廃棄されたとすれば、実施機関としてはその経緯について十分に説明することが必要である。

審査会の調査によれば、従前申立人において個人情報開示請求において、FAXによる照会文書の一部開示を受けたこと、その書面において弁護士への回答を求めていることが認められ、実施機関において①の文書が存在したことは明らかである。

これらの事情を考えれば、①の文書に対する不開示の説明はあまりにも不十分なものであり、新たな決定をもって、その経緯及び理由を説明することが相当である。

(2) 文書②について

文書②について、実施機関は、弁護士からの回答は電話によるものであって、文書②に該当する文書は存在しない旨主張している。一般に弁護士からの相談者への回答は、口頭によるもの、文書によるものなど様々であるが、特に文書による回答を求めない場合は、口頭による回答で十分であることも多く、この点で実施機関の説明は足りるものであって、他に文書②が存在したことをうかがわせる事情もない。

(3) 文書③について

一般に弁護士への相談の回答については、前述したように文書によるもの以外にも様々な方法があり、一方、これを受ける側においても、文書を作成することもあるものの、記録を残さないこともある。本件について、実施機関は弁護士から電話で受けた回答について記録を残さなかったということであり、この点について事務処理として慎重さを欠いているとは思われるものの、他に記録が作られたことをうかがわせる事情もない。

(4) よって、審査会の結論に記載のとおり判断する。

平成26年12月8日

川口市情報公開・個人情報保護審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊